

第2次

北見市行財政改革大綱

北見市行政評価・行財政改革推進本部

平成29年2月

第2次 北見市行財政改革大綱 目次

はじめに	1
1. 行財政改革の背景	2
(1) 北見市を取り巻く背景	2
(2) 北見市の現状	2
(3) これまでの行財政改革の取組	3
2. 行財政改革の考え方	3
3. 行財政改革の基本的な方針	4
4. 行財政改革の具体的取組	5
(1) 市民とともに時代に即した質の高い行政サービスを目指します	5
(2) 持続可能な財政基盤を確立します	8
5. 行財政改革の進め方	9
(1) 改革の推進期間	9
(2) 改革の推進体制	9
(3) 推進計画の進捗管理	9
(4) 公表及び情報公開	9
用語解説	10

はじめに

少子高齢化の急速な進展や地球規模で拡大を続ける環境問題、情報通信コミュニケーション技術(ICT¹)の著しい進歩など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方で限られたマンパワーと財源の中、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備など多様化する行政課題や市民ニーズへの的確な対応が求められる地方自治体にあつては、自主、自立性の高い、将来を見据えた持続可能な自治体経営が求められることから、これまで以上に財政基盤の強化を図りつつ、時代に則した行政サービスを提供していくことが必要となっています。

平成18年3月の市町合併により誕生した新しい「北見市」においては、持続可能な行財政運営の確立に向けた取組の基本方針として、第1次「北見市行財政改革大綱(以下、「大綱」という。推進期間：平成19年度～平成28年度)」及び、大綱を具体的に推進するための「北見市行財政改革推進計画(前期：平成19年度～平成22年度、中期：平成23年度～平成25年度、後期：平成26年度～平成28年度)」をそれぞれ策定し、各種施策・事業の必要性や優先度などの検証を通じ、選択と集中による効率的・効果的な行財政運営に取り組んできました。

また、合併によるスケールメリットとして、環境問題や観光振興など広域的な調整や実施を必要とする課題に対する総合的な施策展開、施設間の機能連携等による既存施設の有効活用、管理部門等の組織・人員の効率化や審議会・事務局職員などの効果的・効率的な配置なども進んでいます。

しかしながら、北見市における財政の現況は厳しく、歳入では、地方交付税²算定の合併後10年間の特例期間³を終えたことにより、平成28年度以降5年間にわたって減少することが見込まれ、また、歳出にあつては、高齢者・障がい者に対する扶助費などの社会保障関連経費の増嵩や公共施設の更新需要など、今後においても財政需要の拡大が見込まれています。

引き続き、北見市総合計画が掲げる「効果的・効率的な地域経営」確立に取り組んでいくことが、将来世代への、そしてオホーツクの中核都市である北見市としての責務であるとの認識に立ち、第1次大綱が掲げる「改革続行、そして未来の創造」の精神を忘れることなく、果敢にチャレンジし続ける北見市の確立を目指し、第2次大綱を策定するものであり、行財政改革の基本となる歳出削減はもとより、既成概念にとらわれない自由な発想で新たな財源の発掘に取り組むこととします。また、限られた予算や人員を必要な事業に重点的かつ効率的に投資していく「戦略的な経営手法」が発揮できる組織と人づくりに注力するほか、市民と行政の情報共有を進め、市民が積極的に市政に参画する仕組みの構築を進めるとともに、相互に補完し協力し合う体制づくりを推進します。

1. 行財政改革の背景

(1) 北見市を取り巻く背景

平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を端緒とした地方分権改革⁴の取組が20年余りにわたって展開され、この間、国や都道府県から市町村への権限移譲や様々な規制緩和など、数多くの具体的な改革が行われてきました。

しかしながら、国際社会において我が国が果たすべき役割や課題は、あらゆる分野において拡大しています。国内に目を向けると、東京一極集中の構図は是正が進んでいるとは言い難く、地方との格差拡大が指摘されています。更には総人口の減少と少子高齢化が加速する一方で、多様化し増大する行政ニーズに的確に対応していくことが求められるなど、地方自治体を取り巻く環境は20年前と比較して今なお厳しい状況になっており、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためにはより一層の取組が必要となっています。

これまでも、地方自治体においては積極的に行財政改革等に取り組み、事務・事業の見直しや民間委託、給与・旅費等の制度改革、指定管理者制度⁵の活用等を進めてきましたが、クラウド⁶化によるコスト削減など、ICTの積極活用による行政事務・行政サービスの効率化の余地は大きいと考えられています。

更にはBPR⁷の手法を活用した業務の標準化を進め、そこで捻出された人的資源を政策企画分野に集中することが必要です。

(2) 北見市の現状

平成18年3月の北見市・端野町・常呂町・留辺蘂町による合併後の新市の将来方向を示す基本方針が「新市まちづくり計画（平成17年2月・オホーツク圏北見地域合併協議会作成）」であり、合併後の財政運営指針を含むものとして策定されました。

この計画は、「新市まちづくり構想」における新市の将来像、「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市」を実現していくための基本方針を定め、地域の特性を活かしながら1市3町の一体性の確立と住民福祉の向上、新市の均衡ある発展を目指すものです。

更には、「新市まちづくり計画」の基本的な考え方、施策・事業計画などを踏まえながら、様々な社会経済情勢の変化に対応できる地域社会の形成に向け、将来にわたって、元気で、安心して、希望の持てるまちづくりを進めていくための、まちづくりの最上位計画として「北見市総合計画」が策定されています。

財政運営に目を向けると第1次大綱などにより、持続的で安定的な財政運営の確立を進めており、平成27年度決算においても「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の4指標⁸全てが健全となっています。

しかしながら、現時点における平成28年度以降の収支状況は、歳入では、一般財源の大宗をなす市税、地方交付税、地方譲与税⁹が、国の行財政改革や経済動向に左右されることから不透明であり、特に地方交付税については、合併に伴う普通交

付税¹⁰の算定の特例（合併算定替）期間が平成27年度で終了し、平成28年度から平成33年度まで、段階的に普通交付税額が縮減されていきます。

一方、歳出では、総額について抑制を図りつつも、社会保障関係経費などの義務的経費、公共施設運営管理費の増嵩により、今後も厳しい財政状況が見込まれるところではあります。

また「北見市人口ビジョン¹¹（平成27年6月策定）」による2040年（平成52年）における本市の人口は、現在のおよそ7～8割にまで減少すると推計されており、一定の歯止めをかけるためには交流促進や子育て支援、生活環境の向上など、あらゆる面からの検討が必要となっています。

「北見市中期財政計画¹²（平成28年2月策定）」によると、平成29年度から平成33年度において、毎年およそ4～5億円の収支不足が発生する見通しとなっており、今後も市民の要請に応じていくためには、一層の歳入確保に努めるとともに、歳入規模に見合った財政運営の堅持が重要であり、ゼロベースでの事業見直しや大幅な財政コストの圧縮が必要不可欠となっています。

（3）これまでの行財政改革の取組

平成18年3月の市町合併により誕生した新しい「北見市」の行財政改革の取組の基本方針として、本市では平成19年4月に第1次大綱を策定しています。

策定に際し、市長の諮問事項に対して市民の様々な視点から調査・審議する組織として「北見市行財政改革推進委員会（当時）」を設置し、延べ8回の委員会の後、平成19年3月に大綱素案への答申をいただきました。

大綱に位置付けられた6つの基本方針及びそれぞれの具体的取組項目に基づき、その内容を具体化していくために、大綱の計画期間（平成19年度～平成28年度）に合わせ、前期（平成19年度～平成22年度）、中期（平成23年度～平成25年度）及び後期（平成26年度～平成28年度）の推進計画を策定しました。各期において取組の検証を行うとともに項目の改廃を行い、最終期の後期計画においては70項目の取組を行っており、この間の全取組による財政効果の累計は218億円余りに上っています。

なお、大綱及び推進計画の進捗管理については、市長を本部長とし、副市长ほか特別職、部長等により構成される「行政評価・行財政改革推進本部」を中心として、全庁的な推進体制のもと不断のPDCAサイクル¹³により推進してきました。

2. 行財政改革の考え方

従前の行財政改革は、民間委託の推進による行政組織のスリム化や事務事業の効率化などの「量的な取組」に力点を置き、一定の成果を上げてきました。併せて、政策・行政サービスや職員意識・組織など質の向上を目指す、いわゆる「質的な取組」を進めることにより、分権時代にふさわしい市政改革の実現を支えてきました。

これまでの「量的な取組」については一定程度進展しており、今後はスリム化・効率

化については従前と同じような効果を期待することが難しくなっていることから、内部・外部の人的資源を一層有効に活用していく「質的な取組」に重点をおく必要があります。

このため、質的行革を深化させた人的資源の活用や公共サービスの新たな仕組みづくりなどと併行して、「BPR」による業務の最適化などの手法により、これまでの常識にとらわれず、業務プロセスの見直しに積極的に取り組んでいくこととします。

3. 行財政改革の基本的な方針

行財政改革の基本的な方針を次のように定め、総合的かつ計画的な行財政運営を推進します。

基本的方針1 市民とともに時代に即した質の高い行政サービスを目指します

【推進の視点】

- ① 行政による手法や行財政の制約のもと、地域や社会の多様なニーズの全てに応えるには限界があります。行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動するなど、「支え合いと活気がある社会」創りに取り組みます。
- ② 民間委託等は、地域において多様な主体が公共サービスの提供を担っていくための重要な手法です。また、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に人材を投入するための手法としても有用であることから、適正な行政責任の確保を十分考慮し、積極的に民営化、外部委託、PPP¹⁴／PFI¹⁵などの取り組みを推進します。
- ③ 行政サービスの担い手である職員一人ひとりが政策形成能力など資質の向上と意識改革に努め、前例や固定観念にとらわれない、柔軟な発想と行動力を持つことが重要です。改革意識を醸成するための職員研修の充実のほか、職員を正しく評価する仕組みを活用し、地方分権の担い手に相応しい総合的な「人材」の育成に取り組みます。
- ④ 政策目的に基づき、効果的、効率的に事務事業を迅速に処理し得る、組織体制の見直しに取り組みます。特に、広大な市域を踏まえた行政運営が求められており、本庁から離れた地域への効率的な行政サービスの提供体制の確立に向け取り組みます。また、行政運営の簡素化、効率化と住民の視点に立った市民サービスの向上を同時に実現するため、ICTの一層の活用を進めます。
- ⑤ 将来における職員構成に配慮しつつ、事務事業及び事務の執行方法の見直しや民間の活用等により定員数の抑制を図り、総定員数の適正化に向けた取組を進めます。
- ⑥ また、国やほかの地方公共団体の職員の給与などを考慮した給与制度の運用や

水準の適正化に取り組むとともに、能力及び実績に基づく人事管理の徹底、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上に資することを目的とした人事評価制度の確立に取り組みます。

基本の方針2 持続可能な財政基盤を確立します

【推進の視点】

- ① 少子高齢化の進展、社会保障関連経費の増嵩や公共施設の更新需要など、北見市を取り巻く財政環境は、ますます厳しくなるものと予測されます。世代間負担の公平性を確保しつつ、将来にわたって安定した財政運営を進めるためには、集約型都市構造を目指した市街地の拡大抑制などのほか、自らの財政状況を分析し、財政収支の均衡を堅持するなど、引き続き、財政健全化に向けた取組を進めます。
- ② 行政評価を通じ事務事業についての有効性、効率性を検証し経費の節減に向けた見直しに取り組みます。
- ③ 市民が総合的に財政状況を把握できるよう、これまでの公開方法にとらわれず、市民にわかりやすい指標を用いた財政資料の作成に取り組むとともに、積極的な財政情報の公開に取り組みます。

4. 行財政改革の具体的取組

(1) 市民とともに時代に即した質の高い行政サービスを目指します

①地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化と市民参画の推進

イ) 事務事業等のゼロベース査定

事務事業については、従前の慣例や考え方にとらわれず、ゼロベースで点検・精査を行うことにより、市民にとっての重要度や得られる効果が高い事業への重点化を進めます。

ロ) 民間委託等の推進

簡素で効率的な行政運営を進めていく上では、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、民間委託の導入を図ります。新規事業の実施等に当たっては、事業の目的をより効果的かつ効率的に達成するという観点から、まず、民間活用ができないかどうかについての精査を行うこととします。

ハ) PPP/PFI 手法の適切な活用

公共施設等の整備にあたっての資金調達から設計、建設のほか、維持管理や運営までを民間事業者が手掛ける PFI を含め、民間事業者の資金やノウハウを幅広く活用する PPP の枠組み構築に向け、引き続き検討を行います。

ニ) 市民参画と新しい公共の理念に基づく住民自治の推進

社会情勢の変化とともに、多様化するニーズにきめ細かく対応するためには、これまで行政がサービスを提供してきた公共の領域について、地域の課

題や資源などを熟知している地域団体のほか、市民、NPO¹⁶、企業などのさまざまな主体が相互に協働することが必要です。企業退職高齢者等が地域社会の中で役割を担うことで自らの生きがいや健康づくりにもつながる仕組みを構築するなど、効果的・効率的に公共サービスが提供される活力ある地域社会をめざします。

②市民意見の市政への反映

地方分権の進展に伴い、地方自治体の自己決定権が拡大する中、公正で民主的な市政を推進するためには、市民と行政が正しい情報を共有し、共通認識に立つことが必要となります。各種委員会等における公募委員を積極的に登用するほか、政策形成過程での情報公開やパブリックコメント¹⁷の実施など、より市民の意見を施策に反映する仕組みづくりに引き続き取り組みます。

③公正の確保と透明性の向上

イ) 情報公開条例・行政手続条例の適切な運用

市民の知る権利の尊重と市の市政に関する説明責任の観点から、引き続き情報公開等の総合的な推進を図ります。

ロ) 監査機能の充実など透明性の向上

全国統一の都市監査基準が制定されるなど、自治体監査機能の充実が図られるなか、国における監査制度の見直し議論や他都市の動向に注視しつつ、更なる監査制度の充実に向けた検討を進めます。

ハ) オンブズマン制度¹⁸の充実

市政に対する苦情を公正かつ中立的な立場から客観的に検証可能なオンブズマン制度は、市政の監視機能として重要であることから、引き続き効果的な運用に努めます。

④電子自治体¹⁹の推進

イ) 行政手続のオンライン化などの推進

市民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供に取り組むとともに、マイナンバーカード²⁰を活用したサービス等について研究します。

ロ) 自治体情報システムのクラウド化の拡大等

複数の地方自治体の情報システムを一つに集約し、通信ネットワークを通じて共同利用する「自治体クラウド²¹」については、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から有効な取組であり、導入について検討します。

ハ) BPR の手法や ICT を活用した業務の見直し

限られた行政資源を効率的・効果的に活用すべく、事務事業全般にわたって、BPR の手法を活用した業務フローの見直しや ICT の活用等を通じた業務の効率化を図ります。

⑤行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織体制の構築

イ) 政策目標に基づく効果的、効率的な横断的連携体制の構築

政策目的に基づき事務事業を効果的、効率的に処理し得る迅速な意思決定体制の確立を図るため、横の連携、流動的な人員配置を可能とする柔軟な組織体制を目指します。

ロ) 行政評価による政策、施策、事務事業の検証に基づく組織体制の構築

限られた行政資源の中で、複雑多様化する行政課題に的確に対応するためには、行政運営全般を政策、施策、事務事業評価による検証が不可欠であり、PDCA サイクルに基づき職員を配置するなど、組織体制の整備に向けた取組を進めます。

⑥人材育成の推進と人事評価制度の活用

イ) 人材育成の推進

新しい時代に適合する人材を育成することが重要な課題であり、人材育成に関する基本方針を改定するとともに、職場風土や仕事の推進プロセスの改善を行うなど、総合的な人材育成に向けた取組を進めます。

また、組織の目標や市民の期待を理解・自覚し、前例や固定観念にとらわれず改革に積極的に挑戦するなど、職員の改革意識の醸成に取り組みます。

ロ) 人事評価制度の活用による公務能率の向上や分権時代を担う人材の育成、モチベーションアップの促進

職員の能力や実績に基づく合理的な人事管理を行うこと等を目的とした制度を導入することにより、職員の士気の維持・向上を目指します。

⑦職員定員及び給与の管理

イ) 定員適正化計画の策定

事務事業の見直しや民間活力等の導入を図ることにより、優先度の高い政策・課題等に重点的に人材を投入しつつ、住民への行政サービスの低下を極力招かないよう、適正な職員配置を進めます。

ロ) 給与等の管理

職員の給与制度及び勤務条件について、社会情勢に適応するよう国や他の地方公共団体の制度などを参考に調査や検証を行い、適宜見直します。

(2) 持続可能な財政基盤を確立します

①経費の節減合理化等財政の健全化

急速に進む少子高齢化とともに、地方交付税・国庫補助負担金²²の減少・縮減など、地方自治体を取り巻く環境は、ますます厳しくなるものと予測されます。将来にわたって安定した行財政運営を進めるには、自らの財政状況について、分析と市民との情報共有をさらに進め、中長期的な財政収支見通しに立った抜本的な歳出削減や、歳入確保策などにより、「歳入に見合った」財政運営を堅持します。

②補助金等の整理合理化

補助金の公益性は、社会情勢や住民ニーズなどとともに変化していくことから、市の財政状況を踏まえた上で、補助事業の必要性、経費負担のあり方などを不断に検証し、適正な執行に取り組みます。

③歳入の確保

イ) 税負担の公平性の観点から、市税や保険料、使用料、手数料などの税外収入などの確保に当たっては、課税等客体の適正な把握に努めます。

市税等の滞納は納税者等に不公平感を生じさせ、ひいては納税等の意欲を減退させることから、徴収と滞納整理等に積極的に取り組みます。

ロ) 遊休市有地の売却に積極的に取り組むとともに、受益者負担の原則に則り、施設使用料、手数料等税外収入の見直しに取り組みます。

このほか、ネーミングライツ²³や新たな広告媒体の検討など、積極的に自主財源の確保に努めます。

④公共工事、入札・契約制度の改革

イ) ライフサイクルコスト²⁴低減に資する工法や資材の選定

公共工事の実施に当たっては、コストの縮減に向けた取組が必要とされており、計画、設計から施工に至るまでの直接的な事業コスト縮減とともに、施設の耐久性の向上や省資源、省エネルギー化など、ライフサイクルコストを想定した総合的な縮減に向けた取り組みを進めます。

ロ) 入札・契約制度の改善検討

入札・契約制度については、透明性や競争性を維持しつつ、より高い工事品質を確保するとともに、地域経済への波及効果にも配慮しながら、一層の適正化と効率化に取り組みます。

⑤公共施設マネジメントの推進

イ) 公共施設の最適配置

一定程度老朽化し改築を行う必要のある建築物のマネジメントについて

は、地域住民などの参画のもと進めることとし、利用者のニーズにマッチした施設機能の提供を基本としつつ、他の公共施設との複合化や多機能化を図るなど、最適配置を行っていきます。

ロ) 公共施設の予防保全

改築を予定していない施設については、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を目的として、適切な維持管理を行っていくための保全の考え方などを取り入れていきます。

⑥地方公営企業²⁵の経営健全化

公営企業（上下水道事業など）が提供しているサービスについて広域化や共同設置、共同管理などを検討するとともに、民間的経営手法などの導入を進め、公営企業会計の健全化に取り組みます。

5. 行財政改革の進め方

（1）改革の推進期間

計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

また、第2次大綱に位置付けられた基本の方針や取組項目に基づき、より具体化した取組内容の推進計画を策定します。推進計画の期間は、大綱の期間を踏まえ、前期（平成29年度～平成33年度）と後期（平成34年度～平成38年度）とします。

（2）改革の推進体制

市長を本部長とする庁内組織「北見市行政評価・行財政改革推進本部（以下、本部）」が中心となり、本庁・総合支所を問わず、全庁的な体制の下、計画策定（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づく改革に取り組みます。

（3）推進計画の進捗管理

推進計画の進捗管理にあたっては、北見市の全ての事務事業を対象に、その効果や効率性等について自己評価する「事務事業評価シート²⁶」や事務事業を束ねる「施策」単位での目標達成に向けた進捗状況や成果指標の達成度を評価、検証する「施策評価シート」のほか、学識者、公募委員等からなる外部委員会による客観的な評価を活用し、これら評価結果に応じた検討や改善、次年度予算編成への反映などに取り組みます。

（4）公表及び情報公開

大綱策定の過程や推進計画の評価などについてホームページ等を通じて公表するなど、計画の透明性を確保し、行政運営への市民意向の反映を図ることとします。

用語解説

1 ICT

Information and Communication Technology の略。IT の概念をさらに一步進め、情報技術の「IT」に通信コミュニケーションの「C」を加味した言葉。

2 地方交付税

全国どこの市町村に住んでいても一定の水準が保てるよう、国税収入の一部を地方自治体に交付する税。市町村が独自の判断で使える財源。

3 普通交付税の算定の特例（合併算定替）

合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額は、合併年度とこれに続く5年度については、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定することとし、その後5年度については、激変緩和期間としている。

4 地方分権改革

地域のことは地域で決めて、住民ニーズに沿った行政サービスを行うことを目的に、必要な権限や税財源を国から地方へ移す改革をいう。

5 指定管理者制度

従前、公施設の管理を外部に委ねる場合、相手先が市の出資法人や公共的団体などに限定されていたが、議会議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができる制度。

6 クラウド

従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。

7 BPR

Business Process Re-engineering の略。業務内容やその流れ（業務プロセス）を分析し最適になるように再設計したうえで、実際に業務内容や組織を変更したり、業務プロセスを再構築したりすること。

8 財政健全化法における4つの健全化判断比率

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。

- ①実質赤字比率：地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。
- ②連結実質赤字比率：上下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。
- ③実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。
- ④将来負担比率：地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

9 地方譲与税

本来、地方に属すべき財源を、いったん国税として徴収し、これを国が地方自治体に譲与するもの。主なものとしては、地方揮発油税の全額を道路に関する費用に充てるため、地方自治体に譲与される「地方揮発油譲与税」などがある。

10 普通交付税

平成28年度においては、地方交付税の総額における94%が「普通交付税」として各地方団体の財源不足額に応じて配分され、残りの6%は「特別交付税」として特別の財政需要等を考慮して配分される。

11 北見市人口ビジョン

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨に基づき、本市における人口の現状分析や人口の将来展望等を提示するもの。

12 北見市中期財政計画

計画期間中（5年間）の現行ベースによる財政収支の見通しと課題、今後の対処方策等の目標を明らかにするもの。

13 PDCA サイクル

限りある行財政資源（予算・人員・情報・技術など）をより有効かつ適切に配分していくために、職員それぞれがトップの方針等をよく理解し、毎年度目標を定め事業を実施し、結果について有効性、効率性、影響力等総合的な観点から評価し、見直し改善を図る事務事業管理の手法。（Plan（計画・予算）－Do（事業実施）－Check（評価）－Action（改善・改革））を繰り返し実施していくことからPDCAサイクルと呼ばれる。

14 PPP

Public Private Partnership の略。従来公共で行われていたサービス分野を民間委託、PFI（後述）、民営化などの方策を通じて民間に開放し、公共サービスの効率化と質の向上を図る考え方。

15 PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等に民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る手法。

16 NPO

Non-Profit Organization の略。民間非営利組織のことで、非営利活動を行なう非政府、民間の組織で、通常、民間非営利組織と呼ばれている。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、更なる活動の費用に充てる。自治組織やボランティア団体とともに、地域における新たなサービスの担い手と考えられる。

17 パブリックコメント

市が進める計画等の策定過程において、案の段階で広く市民に公表し、意見を聴取し、意見に対する市の考え方を公表するとともに、意見を考慮して市の意思決定を行うこと。

18 オンブズマン制度

市民から寄せられた市政に関する苦情を調査し、必要な場合は、市に対してサービスの内容や制度を改善するよう勧告するほか、意見を述べることにより市民の権利利益を擁護する制度。

19 電子自治体

コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。

20 マイナンバーカード

本人の申請により国から交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書のほか、様々な行政サービスが受けられるICカード。平成28年1月より交付が開始された。

21 自治体クラウド

近年、様々な分野で活用が進んでいる「クラウド（用語解説7参照）」技術を自治体の基盤構築にも活用し、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。また、東日本大震災の経験も踏まえ、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する観点からも、自治体クラウドの推進が求められている。

22 国庫補助負担金

特定の事務事業に対して国から交付される給付金を総称して国庫支出金という。国が地方公共団体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づいて義務的に負担する国庫負担金、国が地方公共団体に対する援助として交付する国庫補助金、国からの委託事務で経費の全額を負担する国庫委託金の3区分がある。

23 ネーミングライツ

市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の運営に充てるなどする方法。

24 ライフサイクルコスト

施設の企画・設計から建設、維持、管理、解体、廃棄までの総コスト。

25 地方公営企業

地方公共団体が地域住民の福祉の増進を目的として事業を営む企業体のことをいう。水道、下水道、ガス、病院など、地域における社会資本の整備、生活サービスの供給、産業の振興など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する。

26 事務事業評価シート

行政の行っている様々な仕事は、その費用に見合うだけの効果（成果）を出しているか、「無駄や重複になっている部分はないか」、「特定の受益者にかたよっていないか」などといった視点から行政の活動を見直し、行政の進め方を改善していく取組が「行政評価」であり、原則として、北見市が取り組む全ての施策事業を対象としている。

事業担当部局による自己評価のツールが事務事業評価シートである。

北見市行財政改革委員会の協議経過

□平成 28 年 8 月 1 日（北二条仮庁舎庁議室）

○第 1 回 行財政改革委員会

- 委嘱状の交付
- 委員長及び副委員長の選出
- 行財政改革大綱策定に係る諮問
- 北見市行財政改革委員会設置要綱について
- 北見市行財政改革大綱の策定スケジュール等について
- 北見市行財政改革大綱（素案）について

□平成 28 年 8 月 30 日（北二条仮庁舎庁議室）

○第 2 回 行財政改革委員会

- 北見市行財政改革大綱（素案）について

□平成 28 年 10 月 5 日（北二条仮庁舎庁議室）

○第 3 回 行財政改革委員会

- 北見市行財政改革大綱（素案）について

□平成 28 年 10 月 26 日（北二条仮庁舎庁議室）

○第 4 回 行財政改革委員会

- 北見市行財政改革大綱（素案）について

□平成 28 年 11 月 18 日（北二条仮庁舎庁議室）

○第 5 回 行財政改革委員会

- 北見市行財政改革大綱（素案）について
- 答申（案）について

□平成 28 年 11 月 25 日（端野総合支所応接室）

○行財政改革委員会正副委員長による答申

- 北見市行財政改革大綱（案）答申

北見市行財政改革委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、北見市行財政改革委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、又は必要あるときは、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関する事項
- (2) その他行財政改革の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) その他、市長が特に必要と認める者

3 前項第3号の公募の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議の招集は市長が行うものとする。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、最初の会議の日から市長に答申をする日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年3月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

北見市行財政改革委員会 委員名簿

□委員長 内 島 典 子 (有識者) 国立大学法人北見工業大学

□副委員長 宮 本 幸 喜 (有識者) 北見信用金庫

[※五十音順]

□委 員 石 山 茂 実 (有識者) 常呂自治区

伊 藤 めぐみ (公 募)

川 江 勲 (有識者) 北海道社会保険労務士会北見支部

北 川 正 美 (有識者) 端野自治区

北 山 毅 (有識者) 留辺蘂自治区

竹 中 秀 之 (有識者) 北見商工会議所

西 野 寛 明 (公 募)

道 下 忠 (有識者) 日本赤十字北海道看護大学